愛知県燃油高騰対策推進協議会規約

平成20年11月14日制 定 平成25年5月9日一部改正 平成26年5月12日一部改正 平成29年4月27日一部改正 平成30年9月18日一部改正 令和元年9月9日一部改正 令和2年4月27日一部改正 令和4年12月13日一部改正

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この協議会は、愛知県燃油高騰対策推進協議会(以下「県協議会」という。) という。

(事務所)

第2条 県協議会は、主たる事務所を名古屋市中区錦三丁目3番8号に置く。

(目 的)

第3条 県協議会は、施設園芸の省エネルギー対策を推進し、燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を図ることにより、地域の施設園芸農業の振興等に資することを目的とする。

(事 業)

- 第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。
 - (1) 施設園芸等燃料価格高騰対策の推進に関すること。
 - (2) その他、県協議会の目的を達成するために必要なこと。

第2章 会員等

(県協議会の会員)

- 第5条 県協議会は、次の各号に掲げる会員をもって構成する。
 - (1) 愛知県
 - (2) 愛知県農業協同組合中央会
 - (3) 愛知県経済農業協同組合連合会

(届 出)

第6条 会員は、その氏名及び住所(会員が団体の場合については、その名称、所在 地及び代表者の氏名)に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届け出 なければならない。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

- 第7条 県協議会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2) 副会長 2名
 - (3)理事若干名
 - (4) 監事 2名
- 2 前項の役員は、第5条第1項の会員の中から総会において選任する。
- 3 第1項の役員は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

- 第8条 会長は、会務を総理し、県協議会を代表する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。
- (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること。
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

- 第9条 役員の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。
- 2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(任期途中の交代、任期満了または辞任の場合)

- 第10条 役員の任期の途中に、その役員が所属する会員において、当該役員の職に 当たる者が交代したときは、交代後の者がその職務を引く継ぐものとする。この場 合、交代後の者の任期は、交代前の者の残任期間とする。
- 2 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任する までの間は、なおその職務を行うものとする。この場合、後任者が就任するまでの 間に、その役員が所属する会員において当該役員の職に当たる者が交代したときは、 後任者が就任するまでの間、交代後の者がその職務を行うものとする。

(役員の解任)

- 第11条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を 経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総 会の開催の日の7日前までに、その役員に対し、その旨の書面をもって通知し、か つ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。
 - (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき。

(役員の報酬)

- 第12条 役員は、無報酬とする。
- 2 役員には、費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総 会

(総会の種別等)

- 第13条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1)会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- (2) 第8条第3項第3号の規定により監事が招集したとき。
- (3) その他会長が必要と認めたとき。

(総会の招集)

- 第14条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求の あった日から30日以内に総会を招集しなければならない。
- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。
- 3 会議の開催に当たっては、公平性・透明性の確保のため、事前の告知、会議の公 開及び議事録の公表に努めるものとする。

(総会の議決方法等)

- 第15条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知されていた事項についてのみ 議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第17条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

- 第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項 を議決する。
 - (1) 事業計画及び収支予算の設定又は変更に関すること。
 - (2) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (3) 諸規程の制定及び改廃に関すること。
 - (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画等に関すること。
 - (5) その他県協議会の運営に関する重要な事項。

(特別議決事項)

- 第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上 の多数による議決を必要とする。
 - (1) 県協議会規約の変更

- (2) 県協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員の解任

(書面又は代理人による表決)

- 第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知され た事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。
- 2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに県協議会に到着しないときは、無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。
- 4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規 定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

- 第19条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。
- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数、当該総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に 出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。
- 4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 事務局等

(事務局)

- 第20条総会の議決に基づき県協議会の業務を執行するため、事務局を置く。
- 2 事務局は次の各号に掲げるものをもって組織する。
- (1) 愛知県
- (2) 愛知県農業協同組合中央会
- (3) 愛知県経済農業協同組合連合会
- 3 前号各号に掲げる事務局は、各事務の区分ごとに責任者を置く。
- 4 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 5 事務局長は、第3項の責任者の中から会長が任命する。
- 6 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

- 第21条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、 次の各号に掲げる規程による。
 - (1) 事務処理規程
 - (2) 会計処理規程

- (3) 文書取扱規程
- (4) 公印取扱規程
- (5) 内部監査実施規程
- (6)業務方法書
- (7) その他会長が必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

- 第22条 県協議会は、第2条の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。
 - (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
 - (2) 役員等の氏名及び住所を記載した書面
 - (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
 - (4) その他前条各号に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

第6章 会 計

(事業年度)

第23条 県協議会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(資金)

- 第24条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 施設園芸等燃料価格高騰対策の補助金
 - (2) 施設園芸等燃料価格高騰対策の積立金
 - (3) その他の収入

(資金の取扱い)

第25条 県協議会の資金の取扱方法は、業務方法書及び会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第26条 県協議会の事務に要する経費は、第24条各号に掲げる資金からの収入を もって充てる。

(事業計画及び収支予算)

第27条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、事業開始前に総会の 議決を得なければならない。

(監査等)

- 第28条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の 開催の日の7日前までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。
 - (1) 事業報告書
 - (2) 収支計算書
 - (3) 正味財產增減計算書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 財産目録

- 2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。
- 3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を 得た後、これを第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第7章 県協議会の規約の変更、解散及び残余財産の処分

(届出)

第29条 この規約及び第21条各号に掲げる規程に変更があった場合には、県協議会は、遅滞なく一般社団法人日本施設園芸協会に届け出なければならない。

(事業終了後及び県協議会が解散した場合の残余財産の処分)

- 第30条 第4条第1項の事業が終了した場合及び県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、一般社団法人日本施設園芸協会からの補助金相当額にあっては、社団法人日本施設園芸協会施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領(平成25年3月13日付け日施園第98号社団法人日本施設園芸協会策定。以下「事業主体要領」という。)に基づき一般社団法人日本施設園芸協会に返還するものとする。
- 2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的 を有する他の団体に寄付するものとする。

第8章 雜 則

- 第31条 施設園芸等燃料価格高騰対策事業費補助金交付等要綱(令和4年12月6日付け4農産第3092号農林水産事務次官依命通知)、施設園芸等燃料価格高騰対策実施要領(平成25年2月26日付け24生産第2902号農林水産省生産局長通知)及び事業主体要領その他この規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。
- 第32条 臨時総会の招集が困難な場合については、議案を付して臨時総会議案の承認について起案し、総会を構成する会長・副会長・理事の決裁をもって臨時総会の 議決とすることができる。

附則

- 1 この規約は、平成20年11月15日から施行する。
- 2 この規約は、平成25年5月9日から一部改正する。
- 3 この規約は、平成26年5月12日から施行し、平成26年4月1日から適用する。
- 4 この規約は、平成29年4月27日から施行することとし、平成29年5月1日から 適用する。
- 5 この規約は、平成30年9月18日から施行する。
- 6 この規約は、令和元年9月9日から施行する。
- 7 この規約は、令和2年4月27日から施行する。
- 8 この規約は、令和4年12月13日から施行する。